

昭和 52 年 8 月 15 日

広報みしま



交通事故でケガをしたとき

早めに国保係に連絡を

交通事故など、他人のためにケガをしたとか、それが原因で病気になつたときは、法律で加害者が被害者の医療費など、損害を負担しなければならないことになっています。一方

国民健康保険は、きまつた額の国の補助金と、加入者の納める保険料で医療費の支払いなどを行っています。

ですから、どうせタダだからと

本来加害者が負担すべき医療費に国保を使うと、それだけ保険料、すなわち自分たちの負担が多くなります。

例えば国保に言わなければわからないからと、本人の一部負担金を支払うべき場合、あとで病院から連絡があるしくみになつてありますから、国保が立て替えた七割分は加害者にかわって被害者から支払っていただきます。

あえて国保を使つても結構ですが

たたきます。もし加害者が支払わないで示談になつているときは、被害者から支払っていただきます。

交通事故を受けた場合の連絡は

事故にあつて医院等の診療を受けたらできるだけ早く次のことを

国保係にお知らせ下さい。

①国保を利用したか。②警察の

現場検証を受けたか。③事故の状況。

④診療を受けた病院または医

院名。

なお、交通事故でも自分が加害者で、自分がケガや病気になつたときは、まずは国保を利用できます。

お互いに事故を起さないよう気をつけなければなりませんが、もし事故にあつたら必ず警察に連絡して現場検証を受けて下さい。

事故当時はたいたいしたケガでもないからと警察への届け出をしないと、あとで診療を受けなければなりませんが、も

し事故にあつたら必ず警察に連絡して下さい。

今回の改正は、障害者となつて不安定な生活をしらがちのこれらの人々に障害年金の支給を早め少しでも生活の安定を図つても

もうひとつの条件は、初診日前の保険料が一年間納付されていること、となつています。

また、障害年金を受けるための認めた結果となります。

このようにことから正しい手続

きをするため、示談に際してもあらかじめ国保係に相談されることをおすすめします。

事故の場合はその症状が固定したと認められる日までの期間が必要で

認められて初めて医者にかかることがあります。

このようにこの廃疾の状態を認定する場合(廃疾認定日といいま

す)俗に「中風」などの場合は初

めに困る結果となります。

このようにこの廃疾の状態を認定する場合(廃疾認定日とい

